

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
【告示】 ○ 特定計量器定期検査 ○ 保安林の指定施業要件の変更 【公告】 ○ 岡山県岡山国際交流センターの指定管理者の募集 ○ 岡山武道館の指定管理者の募集 ○ 岡山県テクノサポート岡山の指定管理者の募集 ○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 ○ 岡山県立青少年農林文化センター三徳園の指定管理者の募集 ○ 岡山県立森林公園の指定管理者の募集 ○ 総合グラウンドの指定管理者の募集 ○ 倉敷スポーツ公園の指定管理者の募集 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 ○ 岡山県営住宅の指定管理者の募集		工業技術センター 治山課 国際課 スポーツ振興課 産業振興課 経営支援課 農政企画課 " 都市計画課 " 建築指導課 " 住宅課	
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第三百六十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和八年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期 日
津山市	津山市勝北文化センター	令和八年 十月 一日 一〇…三〇〃
	〃	〃 〃 一三…三〇〃
	津山市阿波出張所	〃 二日 一〇…三〇〃
	津山市加茂町公民館	〃 〃 一三…三〇〃
	津山市久米支所	〃 五日 一〇…三〇〃
	〃	〃 〃 一三…三〇〃
	津山浄化センター	〃 六日 一〇…三〇〃
	〃	〃 〃 一三…三〇〃
	津山市高野公民館	〃 七日 一〇…三〇〃
	〃	〃 〃 一三…三〇〃
	津山市河辺公民館	〃 八日 一〇…三〇〃
	〃	〃 〃 一三…三〇〃
	晴れの国岡山農業協同組合津山西支店	〃 九日 一〇…三〇〃
	〃	〃 〃 一三…三〇〃
	津山市役所本庁舎東側車庫	〃 十三日 一〇…三〇〃
	〃	〃 〃 一三…三〇〃
	〃	〃 〃 一五…〇〇

—

—

実施機関

岡山県指定定期検査機関

一般社団法人岡山県計量協会

[illegible]

◎岡山県告示第三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

総社市新本字東大平六六一八の一、六六一八の一、六六一八の二

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東大平六六一八の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔三七二〕岡山県岡山国際交流センター条例（平成七年岡山県条例第七号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和八年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県岡山国際交流センター（以下「センター」という。）

2 所在地

岡山市北区奉還町二丁目二番一号

3 施設概要

- (1) 敷地面積 一、五一八平方メートル
- (2) 延床面積 六、七五七平方メートル（パスポートセンターを含む。）
- (3) 施設内容 情報相談コーナー、図書資料室、経済交流センター、交流プラザ、レセプションホール、国際会議場、研修室、交流サロン、会議室一、会議室二及び会議室三、和室、多目的ルームA及び多目的ルームB、多目的ホール、イベントホール等

(4) 業務概要

ア 国際交流に関する活動の推進

イ センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供

ウ 国際交流に関する情報の収集及び提供

エ その他センターの目的の達成に必要な業務

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県岡山国際交流センター条例施行規則（平成七年岡山県規則第三十六号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び別に示す岡山県岡山国際交流センター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 施設等の利用等の許可に関すること。

2 施設等の維持管理に関すること。

3 一 3 (4)の業務の実施に関すること。

4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、センターの管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他のセンターの管理運営に係る収入のほかに、センターの管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その

他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する者

エ 県の指名停止措置を受けている者

オ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

カ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和八年八月十八日（火）から同年十月十九日（月）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県県民生活部国際課多文化共生班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六―二二六―七二八三（直通）

ファックス 〇八六―二二三―三六一五

電子メールアドレス kokusai@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。

なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三百二十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県県民生活部国際課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/19/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和八年八月三十一日（月）午前十時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところに

よる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和八年十月十九日（月）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県県民生活部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) その他センターの業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和八年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
 - 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用するところがある。
 - 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
 - 4 提出書類は、個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
 - 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
 - 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
 - 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。
- 十 問い合わせ先
- 六 2 (2) の場所

〔三七三〕岡山武道館条例（昭和四十五年岡山県条例第五十一号。以下「条例」という。）
第十一条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和八年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山武道館（以下「武道館」という。）

2 所在地

岡山市北区いずみ町二丁目一番八号

3 施設概要

- (1) 敷地面積 六、〇五二平方メートル
- (2) 延床面積 五、五五〇平方メートル
- (3) 施設内容 主道場、練習道場

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う武道館の管理の基準は、条例、岡山武道館条例施行規則（平成二十年岡山県規則第二十号）、岡山武道館の器具及び設備の利用料金に関する規則（昭和五十五年岡山県規則第九号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）及び別に示す岡山武道館指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 武道館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用等の許可に関すること。
- 2 施設等の維持管理に関すること。
- 3 条例第二条に規定する業務の実施に関すること。
- 4 その他武道館の運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、武道館の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他の武道館の管理運営に係る収入のほかに、武道館の管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する者

エ 県の指名停止措置を受けている者

オ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

カ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和八年八月十八日（火）から同年十月十九日（月）までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県環境文化部スポーツ振興課企画班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六―二二六―七四四〇（直通）

ファックス 〇八六―二二五―〇二六〇

電子メールアドレス sposhin@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。

なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、五一〇円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県環境文化部スポーツ振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/24/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和八年九月一日（火）午後一時三十分から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 武道館の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和八年十月十九日（月）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県環境文化庁指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 武道館の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) 武道館の業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和八年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用するがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があつた場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があつた場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

〔三七四〕岡山県テクノサポート岡山条例（平成七年岡山県条例第九号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和八年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県テクノサポート岡山（以下「テクノサポート岡山」という。）

2 所在地

岡山市北区芳賀五三〇一

3 施設概要（岡山県工業技術センターとの一体の建物として）

(1) 敷地面積 約五五、〇〇〇平方メートル

(2) 延床面積 約二〇、〇〇〇平方メートル（うちテクノサポート岡山約八、〇〇〇平方メートル）

(3) 施設内容 本館 約五、三〇〇平方メートル

交流棟 約一、五〇〇平方メートル

研修棟 約一、二〇〇平方メートル

駐車場

(4) 指定管理者による管理区域 研修棟、交流棟の一部及び本館の一部（大会議室、中会議室、小会議室、円卓会議室、研修室、交流サロン、応接室及び講師控室）

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うテクノサポート岡山の管理の基準は、条例、岡山県テクノサポート岡山条例施行規則（平成七年岡山県規則第十六号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び別に示す岡山県テクノサポート岡山指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 一 3 (4)に係る施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用等の許可に関すること。

2 施設等の維持管理に関すること。

3 その他施設等の利用に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金は、指定管理者自らの収入として收受し、テクノサポート岡山の管理運営に要する費用に充てるものとし、県は、指定管理者に対し、指定管理料を支払わない。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する者

エ 県の指名停止措置を受けている者

オ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

カ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和八年八月十八日（火）から同年十月十九日（月）までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県産業労働部産業振興課成長支援班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 ○八六―二二六―七三七九（直通）

ファックス ○八六―二二四―二一六五

電子メールアドレス sangyo@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。

なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百七十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県産業労働部産業振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス [https:// www.pref.okayama.jp/soshiki/43/](https://www.pref.okayama.jp/soshiki/43/)

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和八年九月七日（月） 午前十時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 施設等の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度（以下「前事業年度」という。）における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和八年十月十九日（月）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県産業労働部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容がテクノサポート岡山の機能を最大限に発揮させるとともに、

その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(2) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(3) 利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和八年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のために必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用するがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があつた場合その他申請者又は関係者において不適法又

- 十 7 は不正な行為があつた場合は、申請を無効とする。
六 2 (2) 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。
六 2 (2) 問い合わせ先
六 2 (2) の場所

〔三七五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年八月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ビジターセンターやかげ

所在地 小田郡矢掛町里山田九五二番地一四ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 矢掛町

住所 小田郡矢掛町矢掛三〇一八番地

代表者の氏名 町長 山岡 敦

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）四箇所（届出書添付図面三―一に記載のとおり）

（変更後）五箇所（届出書添付図面三―二に記載のとおり）

4 変更年月日

令和八年九月十五日

二 届出年月日

令和八年七月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年八月十八日から同年十二月十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び矢掛町産業観光課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ

〔三七六〕岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例（昭和四十三年岡山県条例第十二号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。
令和八年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県立青少年農林文化センター三徳園（以下「三徳園」という。）

2 所在地

岡山市東区竹原五〇五

3 施設概要

(1) 敷地面積 一八一、〇〇〇平方メートル

(2) 建築面積 一、二六二平方メートル

(3) 延床面積 一、五二一平方メートル

(4) 施設内容 研修交流館、矢野講堂、矢野館、栽培展示園、研修農場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う三徳園の管理の基準は、条例、岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例施行規則（平成十八年岡山県規則第五十六号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び別に示す岡山県立青少年農林文化センター三徳園指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 三徳園の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用等の許可に関すること。

2 三徳園の施設等の維持管理に関すること。

3 その他三徳園の運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

三徳園の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受し、三徳園の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他の三徳園の管理運営に係る収入のほかに、三徳園の管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する者

エ 県の指名停止措置を受けている者

オ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の

規定による指定の取消しを受けたことがある者

カ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和八年八月十八日（火）から同年十月十九日（月）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県農林水産部農産課担い手育成班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六―二二六―七四二〇（直通）

ファックス 〇八六―二二四―一二七八

電子メールアドレス nosan@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。

なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三百二十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県農林水産部農産課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/52/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和八年八月三十一日（月）午後二時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 三徳園の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和八年十月十九日（月）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県農林水産部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が三徳園の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和八年十月一を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のために必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用するがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があつた場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があつた場合は、申請を無効とする。

十 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。
六 2 (2) の場 問 合 先

〔三七七〕岡山県立森林公園条例（昭和五十年岡山県条例第十四号。以下「条例」という。）第九条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和八年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県立森林公園（以下「森林公園」という。）

2 所在地

苫田郡鏡野町羽出及び上齋原地内

3 施設概要

(1) 敷地面積 三、三四〇、〇〇〇平方メートル

二 指定管理者が行う管理の基準
(2) 施設内容 管理センター、休憩所、園路その他募集要項において示す施設

指定管理者が行う森林公園の管理の基準は、条例、岡山県立森林公園条例施行規則（昭和五十年岡山県規則第四十六号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び別に示す岡山県立森林公園指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 森林公園の施設及び設備の維持管理に関すること。

2 その他森林公園の運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日まで（予定）

五 管理運営費

森林公園の管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する者

エ 県の指名停止措置を受けている者

オ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

カ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 岡山県税（県に納税義務がない者にあっては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

- ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和八年八月十八日（火）から同年十月十九日（月）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日という。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県農林水産部林政課森林経営班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六―二二六―七四五四（直通）

ファックス 〇八六―二二一―六四九八

電子メールアドレス rinsei@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。

なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、三百二十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「森林公園募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県農林水産部林政課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/57/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和八年九月九日（水）午後一時三十分から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 森林公園の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立

時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和八年十月十九日(月)必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県農林水産部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類(以下「提出書類」という。)について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が森林公園の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等(以下「申請者」という。)に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。(令和八年十一月を予定)

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のために必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用するがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)及び岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があつた場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があつた場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六 2 (2)の場所

〔三七八〕岡山県立都市公園条例（昭和四十一年岡山県条例第三十号。以下「条例」という。）第二十七条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和八年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

総合グラウンド

2 所在地

岡山市北区いずみ町二―一

3 施設概要

(1) 敷地面積 三四・六ヘクタール

(2) 主な施設

ア 陸上競技場（JFE晴れの国スタジアム） 第一種公認

グラウンド 二一、〇五七平方メートル

トラック 四〇〇メートル 九レーン

フィールド 一〇六メートル×七二メートル 天然芝

トレレーニングルーム 一七メートル×七メートル

観客 約一八、〇〇〇人収容

大型映像装置 一基

照明設備 一、五〇〇ルクス

イ 補助陸上競技場 第三種公認

トラック 四〇〇メートル 八レーン

フィールド 一〇六メートル×七二メートル 天然芝

観客 約一、二〇〇人収容

ウ 野球場

観客 約一三、〇〇〇人収容

照明設備 七五〇ルクス

エ 体育館（シゲトリーアリーナ岡山）

床延面積 一三、九五四平方メートル（メインアリーナ三、六八〇平方メー

トル、サブアリーナ七三七平方メートル）

観覧席 二階固定席二、五二八席、一階可動席二、五五六席

オ テニスコート

一四面 全天候型（砂入り人工芝）

テニスハウス 一棟

カ 水泳場

二十五メートルプール、幼児プール

更衣棟 一棟、管理棟 一棟

キ 弓道場 近的六人立

ク 自由広場

ケ 多目的広場

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う総合グラウンドの管理の基準は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（同法に基づく命令を含む。）、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）、都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）、条例、岡山県立都市公園条例施行規則（昭和四十一年岡山県規則第二十六号）、指定管理者の指定の申

請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び別に示す岡山県総合グラウンド指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 総合グラウンドの有料公園施設の利用の許可に関すること。
- 2 総合グラウンドの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

3 その他総合グラウンドの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、総合グラウンドの管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。ただし、駐車場の管理運営に係る経理は、その他の収支と区分して行うこととし、駐車場の利用に係る料金（以下「駐車場利用料金」という。）は、駐車場の管理運営に要する費用（以下「駐車場管理経費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金（駐車場利用料金を除く。）その他の総合グラウンドの管理運営に係る収入のほかに、総合グラウンドの管理運営費（駐車場管理経費を除く。）に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費（駐車場管理経費を除く。）の支出見込額から利用料金（駐車場利用料金を除く。）等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

指定管理者は、毎会計年度終了後、募集要項の定めるところにより、駐車場管理経費を除く管理運営費については第三者への委託に係る費用及びそれ以外の費用ごとに、剰余金の額の二分の一に相当する額を県に納入するものとし、駐車場管理経費については駐車場利用料金収入の額から駐車場管理経費の額を差し引いた額の全額を県に納入するものとする。

県へ納入する額、方法及び時期については、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 陸上競技場（天然芝及び固定席を有するものに限る。）及び体育館（固定席を有するものに限る。）を備える運動公園等の管理運営（施設の維持管理及び利用許可等の運営を総合的に行うものに限る。）実績を有する法人等であること。この実績は、グループの構成員としての実績を含むものとする。

(3) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する者

エ 県の指名停止措置を受けている者

オ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

カ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(4) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和八年八月十八日（火）から同年十月十九日（月）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県土木部都市局都市計画課都市公園班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 ○八六―二二六―七四九〇（直通）

ファックス ○八六―二二六―〇二七三

電子メールアドレス tosikei@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に直接受け取り、又は岡山県土木部都市局都市計画課のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和八年八月三十一日（月）午後一時三十分から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 総合グラウンドの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事

業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

力 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (4)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和八年十月十九日（月）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県土木部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が都市公園としての機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和八年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
- 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のために必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用するところがある。
- 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 4 提出書類は、個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
- 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- 6 提出書類に虚偽又は不正があつた場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があつた場合は、申請を無効とする。
- 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六 2 (2)の場所

〔三七九〕岡山県立都市公園条例（昭和四十一年岡山県条例第三十号。以下「条例」という。）第二十七条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和八年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

倉敷スポーツ公園

2 所在地

倉敷市中庄三二五〇―一

3 施設概要

(1) 敷地面積 十九・四ヘクタール

(2) 主な施設

ア 野球場 鉄筋コンクリート造四階建、内野黒土、外野天然芝

観客 三〇、四九四人収容

フィールド 一五、一〇二平方メートル

中堅 一二二・〇メートル

両翼 九九・五メートル

スタンド面積 一二、二五四・二平方メートル

照明設備 内野二、五〇〇ルクス、外野二、〇〇〇ルクス

イ 補助野球場 鉄筋コンクリート造、内野黒土、外野天然芝

観客 一、四〇〇人収容

中堅 一二二・〇メートル

両翼 九九・五メートル

ウ 照明設備 照明塔四基

投球練習場

マウンド 五箇所

エ テニスコート

全天候型（砂入り人工芝）一二面（照明付）

オ 外野スタンド施設 鉄筋コンクリート造

エアロビクススタジオ、スカッシュコート、武道場、トレーニング等

カ その他 研修棟、自由広場、わんぱく広場、イベント広場、多目的広場、水生植物池、駐車場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う倉敷スポーツ公園の管理の基準は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（同法に基づく命令を含む。）、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）、都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）、条例、岡山県立都市公園条例施行規則（昭和四十一年岡山県規則第二十六号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び別に示す岡山県倉敷スポーツ公園指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 倉敷スポーツ公園の有料公園施設の利用の許可に関すること。

2 倉敷スポーツ公園の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

3 その他倉敷スポーツ公園の運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

五 令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日まで（予定）
利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として收受し、倉敷スポーツ公園の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他の倉敷スポーツ公園の管理運営に係る収入のほかに、倉敷スポーツ公園の管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

指定管理者は、毎会計年度終了後、募集要項の定めるところにより、第三者への委託に係る費用及びそれ以外の費用ごとに、剰余金の額の二分の一に相当する額を県に納入するものとする。

県へ納入する額、方法及び時期については、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 野球場（天然芝、ナイター設備及び固定席を有するものに限る。）の管理運営（施設の維持管理及び利用許可等の運営を総合的に行うものに限る。）の実績を有する法人等であること。この実績は、グループの構成員としての実績を含むものとする。

(3) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する者

エ 県の指名停止措置を受けている者

オ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

カ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(4) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和八年八月十八日（火）から同年十月十九日（月）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県土木部都市局都市計画課都市公園班
〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号
電話 〇八六―二二六―七四九〇（直通）
ファックス 〇八六―二二六―〇二七三
電子メールアドレス tosikei@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1) の期間内に直接受け取り、又は岡山県土木部都市局都市計画課のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和八年八月二十八日（金）午後二時から

(2) その他

(1) のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1) の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 倉敷スポーツ公園の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1 (3) の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (4) の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2) の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和八年十月十九日（月）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県土木部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
(2) 事業計画の内容が都市公園としての機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和八年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用するところがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六 2 (2) の場所

〔三八〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年八月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真庭市下湯原字井手ノ上二二二番二、字与四郎田二二三番二、字荒神田二二四番二、字西ノ原二二八番一、二二八番二、二二九番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

真庭市下湯原一二五番三

One株式会社

代表取締役 太田 摩紀

三 許可年月日及び許可番号

令和八年六月一日岡山県指令建指第五一号

〔三八一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真庭市下湯原字井手ノ上二一二番二、字与四郎田二二三番二、字荒神田二二四番二、字西ノ原二二八番一、二二八番二、二二九番一

二 公共施設の種類

公園

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

真庭市下湯原一二五番三

One株式会社

代表取締役 太田 摩紀

五 許可年月日及び許可番号

令和八年六月一日岡山県指令建指第五一号

〔三八二〕岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号。以下「条例」という。）第六十九条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和八年八月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）

2 県営住宅等の名称、所在地、戸数、構造等

(1) 県営住宅

(令和八年五月三十一日現在)

九		八		七		六		五		四		三		二		一		
玉原		玉大池		築港		すうらや		山芳賀佐		西大寺		東岡山		光ヶ丘		原尾島		名称
番丁玉玉	目野二市	一丁玉玉	番原二市	五丁玉玉	番原二市	五丁築玉	番港二市	地九安南岡	賀北岡	知東岡	岡中岡	岡区山	岡区山	岡区山	岡区山	岡区山	岡区山	所在地
一八〇	五二	一〇六	三六	一二〇	四三〇	七一八	四一八	三三二	五〇	七八	一二四	五四	戸数					
七六	一二	四〇	二一	一〇三	二五五	五七八	三一八	一三四	二八	二二	一一〇	〇	入居					
中耐	簡耐	簡耐	中耐	中耐	中耐	中耐	中耐	簡耐	中耐	簡耐	高耐	中耐	構造					
昭和四十四年	昭和四十五年	昭和四十四年	昭和四十五年	昭和四十六年	昭和四十七年	昭和四十八年	昭和四十九年	昭和五十年	昭和五十一年	昭和五十二年	昭和五十三年	昭和五十四年	築年					
	止募中	止募中	止募中		七号棟			止募中				止募中	備考					

令和8年8月18日 岡山県公報 第12829号

二十	二十		二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四		十三	十二	十一	十	
総社泉	総社		柏島	富田	中山	菰池	中洲	笹沖	中 (新)庄	中 (旧)庄	老松	泉	山陽	伊部	
総社市	九番	丁目	中総社市	倉敷市 玉島一 島敷八 番四三 地	倉敷市 玉島一 島敷八 番七二 地	倉敷市 菰池二 番三 丁目一 川島小 丁目一	倉敷市 安江五 番一 地	倉敷市 笹沖八 番地	倉敷市 中庄団 地		倉敷市 老松目 三番二	和気郡 和氣五 番二 ○泉地	赤磐市 山陽市	備前市 伊部九 ○番地	
一二六	八四	七三	五〇	四六	一三〇	一二〇	九九	三二〇	三七八	二八四	一八	(一九八)	九五五	二四七	一五五
九二	七一	三九	一八	一九	五七	五五	八五	一九〇	三一三	一五〇	五	(七二)	五四五	六六	一二六
中耐	中耐	簡耐	簡耐	簡耐	中耐	簡耐	中耐	中耐	高中低 耐耐耐	中耐	中耐	簡耐	中耐	簡耐	高耐
昭和五十三年	昭和三十三年	昭和三十三年	昭和四十三年	昭和四十一年	昭和四十四年	昭和四十五年	平成十二年	昭和五十一年	平成四年	昭和三十六年	昭和二十八年	昭和四十八年	昭和四十六年	昭和四十九年	平成十四年・十六年
		募集 中止	募集 中止	募集 中止	募集 中止	募集 中止					募集 中止	修繕等 の業務 募集 中止		募集 中止	

合 計	八 二 十	七 二 十	六 二 十	五 二 十	四 二 十	三 二 十	二
	勝 間 田	佐 良 山	高 野	河 辺	林 田	津 山	
	地三勝勝勝 の二間央田 三番田町郡	地八一津 五方山 番二市	四西高津 番四野山 地二山市	地二河津 三辺山 番七市	番九林津 地〇田山 二八一市	番九林津 地〇田山 九一市	一地泉 の五 三番
六、 四七 一	二 四	七 二	九 六	八 〇	八 〇	一 一 六	
三、 九三 六	一 九	五 二	四 六	六 五	四 三	九	
(泉を除く。)	中 耐	中 耐	簡 耐	中 耐	中 耐	簡 耐	
	昭 和 五 十 六 年	昭和五十七年 五十九年	昭和五十年 五十二年	昭和六十年	昭和四十六年	昭和四十二年 四十四年	五十四年
			募 集 中 止			募 集 中 止	

(2) 共同施設
ア 駐車場

(令和八年五月三十一日現在)

合 計	一 七	十 四	十	六	四	一	
	菰 池	中 庄 (新)	伊 部	う ら や す	西 大 寺	原 尾 島	名 称
	一、 五九 四	三 七 八	一 五 五	一 二 〇	七 一 八	一 二 四	区 画 数
一、 一四 〇	七 六	二 九 三	九 六	八 六	五 〇 七	八 二	契 約 数
							備 考

イ その他

(3) 施設の詳細
集会所、公園、道路、自動車保管場所（自治会等管理）等

別に示す岡山県営住宅指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）による。ただし、指定期間内の建設、除却等により、管理の対象施設が増減することがある。

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う県営住宅等の管理の基準は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）、条例、岡山県営住宅条例施行規則（平成九年岡山県規則第五十八号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 県営住宅等の施設及び設備の維持管理に関すること。

2 その他県営住宅等の管理について業務仕様書に定める事務に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日まで（予定）

五 管理費

1 県営住宅等の管理に要する費用に充てため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

2 県営住宅の家賃及び駐車場使用料は、県の歳入となる（指定管理者の収入とはならない。）。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は指定管理者に指定されるまでに置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 賃貸住宅の管理について指定管理開始時に、七〇〇戸以上、かつ、三年以上の実績があること。

(3) 一級建築士の有資格者が常勤で在籍すること。

(4) 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号。以下「賃貸住宅管理法」という。）第三条第一項の国土交通大臣の登録を受け、同法第十二条第一項に規定する業務管理者を選任できること。

(5) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する者

エ 県の指名停止措置を受けている者

オ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

カ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(6) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

2 ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
募集要項の配布

(1) 配布期間

令和八年八月十八日（火）から同年十月十九日（月）までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県土木部都市局住宅課管理班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六―二二六―七五三六（直通）

ファックス 〇八六―二三四―九三四六

電子メールアドレス jutaku@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に直接受け取ること。また、岡山県土木部都市局住宅課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/page/730588.html>

3 募集説明会

(1) 開催日時

令和八年八月三十一日（月）午後二時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 1 (5)の欠格事由に該当しない旨の申立書

ウ 1 (6)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

エ 県営住宅等の管理に係る事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び

収支予算書

カ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

キ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

ク 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ケ 役員の名簿

コ 法人等の概要

サ 賃貸住宅管理業法第三条第一項の国土交通大臣の登録を受けたことが分かるもの

シ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和八年十月十九日(月)午後五時必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県土木部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類(以下「提出書類」という。)について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が入居者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が県営住宅等の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) 事業計画の内容が社会貢献に資する管理が図られるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等(以下「申請者」という。)に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。(令和八年十一月を予定)

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用するがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)及び岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六 2 (2)の場所